

議 第 3 3 号 議 案

保育士の配置基準の見直しを国に求める意見書の提出について
保育士の配置基準の見直しを国に求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和4年12月16日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

保育士の配置基準の見直しを国に求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

保育士の配置基準の見直しを国に求める意見書

急速な少子化が進む中、安心して子どもを産み育てることのできる社会を実現するためには、子どもの健やかな成長を支える質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保が重要である。

現在、全国の保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいる。また、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症予防に努めるべく、保育現場では徹底した衛生管理を行っており、こうした業務も常態化している。このような過重な労働環境の下で、早期離職者が出るなどしており、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

こうした中、国は1948年に省令で定めた保育士の配置基準を70年以上見直しておらず、多様な保育ニーズや現場の困難に十分対応できていない状況にある。国の配置基準は、保育士1人に対し0歳児で子ども3人、1歳児と2歳児は6人、3歳児は20人、4歳児と5歳児は30人とされているが、これでは子どもの安全に目を配ることは難しい。富士見市が独自の基準を設けているように、実際には配置を上乗せしている自治体も多いが、財源は各自治体の負担となっている。

コロナ禍において、今まで以上に保育士が子どもや保護者と丁寧に関わることが求められており、業務が多忙化する中で、保育サービスの担い手を確保するためにも、保育士の配置基準の見直しを行う必要がある。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、保育士の配置基準を見直すとともに、必要な財源を十分に確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）	様